

■2021 年度 S 日程卒業見込者特別入試法律科目試験

「商法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨】

株式会社の取締役によって行われる競業取引について、会社法上どのような規律がなされているか、また、この規律に違反してなされた場合に株式会社にどのような救済が与えられるかについて、正確に理解しているかを問う問題である。

【解説】

(1) 取締役が株式会社の事業と競合する取引を行うことは、当該取引のために会社のノウハウや顧客を奪い、あるいは取締役としての職務の執行に影響を与えることで、会社の利益を害する危険性が高い。そこで、取締役が、①自己または第三者のために、②株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするときは、③当該取引につき重要な事実を開示し、非取締役会設置会社においては株主総会の、取締役会設置会社においては取締役会の承認を受けることが必要とされている（会社法 356 条 1 項 1 号・365 条 1 項）。

問題文では、取締役会設置会社か非取締役会設置会社かに言及せず、機関設計によって承認機関が異なることを解答で明らかにすることを求めていたが、現実には取締役会設置会社のほうが圧倒的に多いにもかかわらず、条文として先に登場する株主総会についてのみ論じる答案が多かった。

(2) 競業取引が適法な手続を経ずになされた場合とは、適法な承認を得ずに競業取引がなされたことを意味する。利益相反取引と混同して、競業取引が無効になると解する答案が相当数あったが、当該競業取引の効力を否定しても会社の被った損害を回復できるわけではないので、適法な承認を欠いても競業取引は有効である。

適法な承認を得ずに競業取引を行った場合、判例・多数説によれば、取締役には具体的な法令違反行為に基づく任務懈怠が認められるので、会社は、取締役の損害賠償責任によって救済を受けることになる（会社法 423 条 1 項）。しかし、取締役が競業取引を行ったことによって会社に生じた損害について立証するのはなかなか難しい。そこで、この立証の困難を救うため、当該競業取引によって取締役または第三者が得た利益の額を会社の損害額と推定する旨の規定が置かれている（同条 2 項）。

利益相反取引については、当該利益相反取引によって会社が損害を被った場合は、必要な承認手続を経たか否かにかかわらず、一定の範囲の取締役について任務懈怠が推定される（同条 3 項）。この任務懈怠の推定規定と上記の損害額の推定規定を混同している答案もかなりあった。

以 上